

# 「鉄山一件」からみる一八世紀後期播磨国宍粟郡のたら製鉄

笠井 今日子

はじめに

近世におけるたら製鉄は、良質な砂鉄と豊富な森林資源を背景に、中国山地で盛行した。その状況は、明治七年（一八七四）の統計から推察できる<sup>①</sup>。この統計によると、現在の広島、島根、岡山、鳥取、兵庫の五県域で、量額共に全国の鉄生産の九割を占めていたことが分かる。

特に、広島県域と島根県域は抜群で、たら製鉄の中心地であつたといえる。これらの地域では、有力な製鉄業者が誕生し、豊富な経営史料が伝存している。その質量ともに優れた史料群を推進力として、たら製鉄業史研究は進展し、近世における製鉄業の実態や地域的特徴等が明らかにされってきた。

一方兵庫県域は、中国山地における鉄生産地帯の東端にあたる。明治七年の統計には、現兵庫県南西部にあたる飾磨県のみ記載されており、当該地域がたら製鉄の稼行地であつた。飾磨県は播磨国に相当する領域で、中でも宍粟郡においてたら製鉄が営まれていたことが知られている。

播磨国宍粟郡におけるたら製鉄業史研究は、宇野正礪氏、鳥羽弘毅氏を中心進められてきた。宇野氏は、散逸の危機に直面する製鉄関係史料の収集に尽力し、宍粟郡におけるたら製鉄業史研究の基礎を築いた<sup>②</sup>。鳥羽氏は、『千種町史』の執筆以降、製鉄関係史料の収集・分析を進め、特に千種川流域における製鉄業の諸相を明らかにした。また、たら製鉄に関する小・中学生向け副読本も著している<sup>③</sup>。

両氏は、郷土の歴史の一つとしてたら製鉄の研究を進め、成果の普及に努めてこられた。その結果、播磨国宍粟郡におけるたら製鉄の概要が

示されたが、経営の実態や鉄山政策の具体像、製品の流通状況等、基礎的な事項においても不明な点があり、残された課題は多い。その大きな要因

は、史料群の欠陥にあるだろう。上記の研究状況

において、兵庫県域の製鉄関係史料の発掘と再評価、それによる播磨国宍粟郡のたら製鉄に関する基礎的研究の推進が、ひょうご歴史研究室たたら製鉄研究班の課題の一つとなつた。具体的には、兵庫県立歴史博物館が所蔵する製鉄関係史料の分析と、「千草屋手控帳」の校閲である。

本稿では、兵庫県立歴史博物館が所蔵する製鉄関係史料の内、「鉄山一件」<sup>④</sup>について検討する。

当該史料は、宝暦六年（一七五六）から寛政六年（一七九四）に至る約四〇年間の、播磨国宍粟郡における鉄山請負に関する手続き書類の控えである。標題は「宝暦六年ヨリ 鉄山一件」、裏表紙の墨書から「山方御役所」の作成であると推定できる。一貫して作成された文書が比較的長期にわたり残されているため、非常に意義深い。また、未発表の新出史料もある。この史料の分析を通して、播磨国宍粟郡における鉄山請負について概

観するとともに、手続書類からうかがえる鉄山経営の実態について言及していきたい。

## 一、山方役所による鉄山支配

まず、「鉄山一件」の作成者である山方役所について確認しておく。

山方役所は、播磨国宍粟郡の幕府領における運上山の管理や租税の徴収等を担つた代官所の出先機関で、須加村の東出石に所在した。延宝七年（一六七九）、宍粟郡の約二万石が幕府領に編入された際設けられた、代官の陣屋を原初とする。その後、幕府領の一部が私領に分割され、残りの領域が生野代官所等の管轄に移つたことにより、陣屋は山方役所に引き継がれた。<sup>⑤</sup>なお延宝七年以降、宍粟郡の産鉄地域は幕府領に組み込まれた。<sup>⑥</sup>そのため郡内の鉄山は山方役所の管轄下にあつたといえ、本稿の分析対象である「鉄山一件」により、一八世紀後期の宍粟郡における鉄山請負状況がほぼ網羅できると考える。

さて、従来山方役所の役割や組織等は、「播州

宍粟郡須賀村山方役所附前々より勤方覚書」（以下、「勤方覚書<sup>(7)</sup>」）によつて知られてきた。この史料は、安政六年（一八五九）五月に生野代官が羽田十左衛門から石神彦五郎へ交替する際<sup>(8)</sup>、「山方御役所詰地役人」の小針茂久平と杉尾慎一郎によつて作成された引継ぎ文書であると推測される。そのため、当該史料には山方役所の由緒、業務内容、組織等の要点が述べられている。本章では「鉄山一件」分析の前提として、「勤方覚書」の記述より山方役所の鉄山支配について概観する。

「勤方覚書」の冒頭には、山方役所の四つの職分が記載されている。播磨国宍粟郡の運上山における鉄山稼と雜木座稼、揖保川流域における川漁、三谷村運上山での鎌刃柴札による立入稼、以上の産業に関する管理業務と、但馬国と播磨国の往来荷物にかかる分一錢の徴収である。これらは、幕府領成立以前の仕法を踏襲したものであつた。鉄山稼については、七条に詳述されている。すなわち、鉄山稼を行う場合、まず「鉄山」に設定された運上山の中から条件が整う場所を選び、五年季または三年季での請負が出願される。それを

受けた山方役所は、吟味の上「御運上銀吟味書」に奥書をし、絵図を添えて進達する。勘定所への伺いが済み、許可の下知があれば、その内容を示した「御証文」が下達されるため、請負人と鉄山の所在村へ申渡す。その後、鉄山請負証文と家質証文が支配役所に提出され、請負契約の成立となる。なお、請負契約が成立すると、山方役人は鉄山へ出向いて「御定法」を申渡し、境界を明示する標柱を建てて鉄山の管理を行つた。また、年季明けに際しては、山内を見分し、残木があれば請負継続の出願をさせることで、山林資源の活用を徹底させた。そして、鉄山の立木が伐り尽くされた段階で場所替えの出願となり、請負希望月の四五ヶ月前から製鉄施設の整備を行わせ、許可された時期に至り製鉄の開始を申付けてきたという。

以上より、山方役所による鉄山支配は、運上山の請負による製鉄業の經營許可を基本とし、請負期間中における山林資源の管理や規則の徹底等に及んだことがうかがえる。次章からは、「鉄山一件」に記録された書類をもとに、鉄山請負の具体像について検討していく。

## 二、鉄山請負に関する書類

「鉄山一件」に書き留められた書類は、五種類に大別できる。一つ目が請負の願書、二つ目が勘定所への伺書、三つ目が請負証文、四つ目が家質証文、五つ目が傍示杭の記録である。それぞれ、鉄山請負の申請、許可、契約、保証、範囲に関する書類であり、「勤方覚書」で示された「鉄山稼」の手続きの段階に沿つて作成されたことがうかがえる。ただし、書類一式が揃っている事例は四四件中六件と限られている。

本章では、五種類の書類を紹介し、これらから宍粟郡のたら製鉄についてかかる情報を抽出できるか検討する。

### (1) 請負願書

鉄山請負の願書は、請負出願人から支配役所に宛て作成された。宍粟郡の産鉄地域は、延享四年（一七四七）四月から寛政五年（一七九三）一二月まで三日月藩預地であつたため、同藩の陣屋にあたる「乃井野御役所」が宛先になつてゐる。た

だし、宝暦九年（一七五九）冬から明和元年（一七六四）八月頃までは、生野代官の支配下にあつたことから、「須加村山方御役所」が宛先である。<sup>10)</sup>

本文の冒頭には、出願に至つた経緯が記載される。大抵が、当時の請負鉄山の年季明けに伴い、「跡山御請繼」の吟味を受けての出願とされる。年季明けが近づくと、支配役所から、恐らく山方役人を通じて、請負更新の要請があつたようだ。ただし、寛政二年（一七九〇）の万ヶ谷鉄山請負関係書類に、「跡請繼入札申触」たものの「外望人無御座候ニ付、是迄請負人呼出し増銀を以稼繼可仕旨申聞」という記述があることから、あくまで入札による請負を原則としていたことが推測される。実際、申請が競合した時は、入札によつて請負人を決定している。

さて、従来の請負人が更新を承諾した場合、請負期間と年間の運上銀額を設定して申請が行われる。その際、条件の設定根拠として、山の状態や経費の見積り等が明記された。しかし、当初希望した条件で申請が認められるることは殆どなかつた。特に運上銀額については、減額したい申請者と増

額しなければ受理できないという役人の間で意見が対立し、申請書類の完成までに再三にわたる調整が行われた。その過程から製鉄業の経営状況がより詳しく引き出されることに注目したい。

なお、「鉄山一件」には申請前の手続きについてうかがえる文書が一点控えられている。天明七年（一七八七）六月付けの「再御吟味ニ付一札之事」である。これによると、鉄山を移設する場合、事前に届出をして役人による見分を受けること、また移設予定先の鉄山についても「下見立」の届出が必要で、やはり見分が行われたことが分かる。鉄山請負の申請にあたり、願書の内容からだけではなく、実際に山の状態を調査した上で審議が行わされたことが看取できる。

最後に、請負願書の作成時期について触れておこう。願書は平均して申請する請負期間の約五ヶ月以前、早い場合には八ヶ月前に作成されている。これは、請負条件の事前調整や後述する江戸勘定所への伺いにかかる時間、そして製鉄施設の整備期間を確保する必要があつたためだと推測される。

(2) 同書  
同書は、支配役所に提出された鉄山請負申請について、江戸の勘定所に許可を求めるために作成された書類である。「鉄山一件」には、預地を治めていた三日月藩役人から勘定所に宛てられたものが残されている。この場合、差出人は三日月藩の江戸詰役人であると推測される。

本文には、申請があつた鉄山名、請負期間、運上銀額、請負人名等が箇条書きで記され、その条件設定の根拠が述べられている。そして最後は、「伺之通於被仰付ハ、書面之銀取立之、大坂御金蔵江相納、其年々郷帳外書ニ記、御勘定元ニ組仕上候様御証文被下候」といった文言で、伺いの内容を許可する「御証文」の発行を求めて結ばれる。この一文から、山方役人によつて徴収される運上銀が、支配役所を通して大坂金蔵に収納されたことが分かる。また、鉄山の運上銀は臨時に郷帳へ追記され、把握されていたようだ。

以上の伺いに対し、勘定所は付紙または裏書によって許可を与えた。内容は、本文の末尾に要求された通りである。なお、請負願書作成から「御

「証文」発行までは、三、四ヶ月を要した。勘定所により、「御証文」が発行されると、飛脚で国元に送られ、山方役人を介して請負人に通知される。それを受けて作成されたのが、請負証文と家質証文である。

### (3) 請負証文

請負証文は、運上山において製鉄を行うにあたり、請負人と支配役所の間で締結された契約書である。

本文のはじめに請負対象の鉄山名、請負期間、運上銀額が記され、続いて山林資源の利用、境界、原料等の採取、労働者の宗門改といった諸規定が、箇条書きで記載されている。運上山によつて、原料の砂鉄や製鉄炉を築くための土の採取方法等に違いが見られるが、基本的な項目は共通している。なお、請負証文は勘定所からの「御証文」を受けたて作成されるため、冒頭の請負条件は許可された内容が反映される。

### (4) 家質証文

家質証文は、家屋敷、蔵、田畠等の不動産によつて、運上銀納入を担保することを取決めた書類で、請負証文と同時に作成された。請負人と家質主は基本的に共通するが、二ヶ所以上の運上山を請負う場合等には別の家質主が存在した。さらに、保証人が立てられ、村役人による奥書が加えられている。抵当は、請負期間中の運上銀総額を保証できるよう、家屋敷とそれに付属する建物、蔵、耕作地の順に設定された。「鉄山一件」によると、鉄山の請負に際しては最低で銀一貫三〇〇匁分、最高で銀二〇貫目分の抵当を用意する必要があり、相当の資産を有することが請負の前提であつたことが分かる。

(5) 傍示杭の記録

傍示杭は、請負鉄山の範囲を明示するために、境界に建てられた標柱である。「鉄山一件」には、山方役人が作成した傍示杭の記録が残されている。その内、寛政三年（一七九一）四月付けの万ヶ谷鉄山請負関係書類に、傍示杭に関する具体的な記述がある。そこには、「鉄山二栗五寸角五本二相

認、鑪場并東西南北境ニ相立ル」とあり、傍示杭が一五センチ角の栗材で、四方の境界と製鉄施設の敷地内に建てられたことが分かる。標柱には、山方役人の連名で、鉄山名、境界、請負期間、請負人、用途が記されていた。また、設置に際しては山方役人の小針忠太左衛門が立会い、村方役人と山方役所付きの山守、製鉄関係者に「御定法」を申聞かせている。この傍示杭の設置をもつて、鉄山請負の手続きが完了したようだ。

### 小括

ここまで、「鉄山一件」に記録された手続き書類の概要を述べてきた。前述したように五種類全ての書類が揃っている事例は少ないが、組み合わせにより、請負が成立した鉄山名、請負人、請負期間、運上銀額といった基本的な情報を網羅することができる。それをまとめたのが表一である。表の記載順は、請負の連續性を示すため適宜並び替えた。

この表から、宍粟郡では宝暦五年（一七五五）から寛政九年（一七九七）の間、ほぼ連續して二

ヶ所の鉄山が利用されていたことが読み取れる。それは揖保川流域と千種川流域の二系統に大別でき、それぞれで請負の更新を繰り返すことにより、間断なく製鉄業を営んでいた。なお、表中の「鉄砂流山」は、斎木村内の砂鉄採取地のことで、鉄山同様の手続きをもつて請負が行われていた。鉄砂流山は、揖保川流域系統の鉄山において不足する砂鉄を補填するために設けられたものであり、鉄山と一括で扱われた。

次章では、表中の項目をとりあげ、宍粟郡のたら製鉄の実態について考察する。また、請負願書からは出願当時における製鉄業の経営状況等をうかがうことができる。これについても、断片的な記述にはなるが言及しておきたい。

### 三、「鉄山一件」からみる宍粟郡のたら製鉄

#### （1）製鉄業者の変遷

「鉄山一件」には、鉄山の請負人として、千草屋源右衛門、鳩屋孫右衛門、湊屋徳兵衛の三名が現れる。彼らが宍粟郡における製鉄業者であった。

表1 播磨国宍粟郡における鉄山請負状況

地域	種類	村名 山名	請負人	請負期間	年数	運上銀(匁)	運上銀額増減	備考
揖保川	鉄山	皆木村 有賀原山	千草屋源右衛門	1755/11～1756/10	1	3,784.00		請負期間中に中絶
			鳩屋孫右衛門	1756/11～1758/10	2	3,784.00		千草屋より請負引継
		原村 赤西山	鳩屋孫右衛門	1758/11～1759/10	1	3,784.00	43匁増	有賀原山より移転 請負継続
				1759/11～1761/10	2	3,827.00		請負継続
				1761/11～1764/10	3	3,827.00		請負継続
				1764/11～1766/10	2	3,848.50		請負継続
		原村 鍵掛山	鳩屋孫右衛門	1767/01～1768/12	2	3,848.50	12匁増	赤西山より移転 請負継続
				1769/01～1771/12	3	3,863.00		請負継続
				1772/01～1772/12	1	3,875.00		請負継続
		引原村 三久庵山	鳩屋孫右衛門	1773/01～1777/12	5	3,900.00	25匁増	鍵掛山より移転
				1778/01～1780/12	3	3,915.00	15匁増	請負継続
		引原村 音水山	鳩屋孫右衛門	1781/01～1785/12	5	3,935.00	5匁増	請負継続
				1786/01～1788/12	3	3,940.00		請負継続
				1789/01～1790/12	2	3,950.00		請負継続
		引原村 万ヶ谷山	鳩屋孫右衛門	1791/01～1793/12	3	3,958.60	8匁6分増	音水山より移転
				1794/01～1796/12	3	3,970.00	11匁4分増	請負継続
	鉄砂流山	斎木村	千草屋源右衛門	1755/11～1756/10	1	1,204.00		請負期間中に中絶
			鳩屋孫右衛門	1756/11～1758/10	2	1,204.00	43匁増	千草屋より請負引継 請負継続
				1758/11～1759/10	1	1,204.00		請負継続
				1759/11～1761/10	2	1,247.00		請負継続
				1761/11～1764/10	3	1,247.00		請負継続
				1764/11～1766/10	2	1,255.60		請負継続
				1767/01～1768/12	2	1,270.00		請負継続
				1769/01～1771/12	3	1,270.00		請負継続
				1772/01～1772/12	1	1,270.00		請負継続
				1773/01～1777/12	5	1,270.00		請負継続
				1778/01～1780/12	3	1,270.00		請負継続
				1781/01～1785/12	5	1,270.00		請負継続
				1786/01～1788/12	3	1,270.00		請負継続
				1789/01～1790/12	2	1,270.00		請負継続
				1791/01～1793/12	3	1,270.00		請負継続
				1794/01～1796/12	3	1,270.00		請負継続
千種川	鉄山	東河内村 高羅山	湊屋徳兵衛	1757/12～1758/11	1	1,290.00		新規請負
				1758/12～1759/11	1	1,290.00		請負継続
		西河内村 天小屋山	湊屋徳兵衛	1759/12～1764/11	5	1,333.00	43匁増	高羅山より移転
				1764/12～1765/11	1	1,341.60	8匁6分増	請負継続
		西河内村 池田山	湊屋徳兵衛	1765/12～1767/11	2	1,350.00	8匁4分増	天小屋山より移転
				1768/01～1769/12	2	1,361.50	11匁5分増	請負継続
		西河内村 一ノ谷山	湊屋徳兵衛	1777/01～1779/12	3	1,430.00		請負継続
西河内村 鍋ヶ谷山	鉄山	鍋屋孫右衛門	1780/01～1782/12	3	5,335.69	3貫905匁6分9厘増	一ノ谷山より改名	
				1783/01～1785/12	3	5,350.69	15匁増	請負継続
				1786/01～1787/12	2	5,355.00	4匁3分1厘増	請負継続
		東河内村 高羅山	鳩屋孫右衛門	1788/01～1792/12	5	1,570.00	3貫785匁減	鍋ヶ谷山より移転
				1793/01～1797/12	5	1,585.00	15匁増	請負継続

出典:宝暦6年(1756)「鉄山一件」(兵庫県立歴史博物館所蔵)

千草屋源右衛門は、宍粟郡における製鉄業者として最も有名な家系である。千草屋による鉄山経営は、寛永一〇年（一六三三）頃に始まつたとされ、寛文二年（一六七二）以降は宍粟郡の鉄山請負を独占するまでに隆盛した。しかし、享保年間に相次いで当主が死去し、製鉄業未経験の人物が家督を継いだ頃から家業が傾き、遂に鉄山請負期間中の宝暦六年（一七五六）に製鉄業から撤退した<sup>⑪</sup>。延宝七年（一六七九）から明和五年（一七八八）までの山崎藩に関する記録に、千草屋源右衛門が逼塞していく様子がうかがえる。<sup>⑫</sup>これによると、宝暦二年（一七五二）に公儀から米一五〇〇石を拝借、宝暦六年に上納不足から銀六貫目の拝借を出願するも、同年中に「不如意」となつている。そして「鉄山難相稼上納有之、乃井野より役人被参源右衛門並一家家財土蔵封付候事」とあるように、鉄山没収の上、家財一式も差し押さえられてしまつた。

上記の経緯で宍粟郡における有力な製鉄業者であつた千草屋源右衛門が撤退した後、揖保川流域の鉄山請負を引き継いだのが須加村の鳩屋孫右衛

門であつた。この時の書類が「鉄山一件」の冒頭に控えられている。それによると、皆木村の有賀原山で製鉄業を営んでいた千草屋源右衛門は、借銀が嵩んだことで請負困難に陥り、支配役所へ中絶を出願した。そこで、鳩屋孫右衛門が呼出され、千草屋源右衛門が残した二年分の鉄山請負を引受けよう命じられたというのが、請負引継の経緯であった。鳩屋孫右衛門に鉄山経営の経験は無かつたが、再三の要請に応じて承諾し、製鉄業に参入することとなつた。製鉄に必要な道具や施設については「御公物ニ而被召上」ていたものを使用する取決めがあり、支配役所により差し押さえられていた千草屋の財産に製鉄関連の品物も含まれていたことが示唆される。

なお、請負を引継ぐ人物として鳩屋孫右衛門があがつたのは、「私儀右等之稼仕候儀ハ無御座候得共、右山附村々之儀外商売ニ而村方之様子も奉存罷在候」という事情があつたためだと推測される。「外商売」の具体像は不明だが、鳩屋孫右衛門の祖先には、一七世紀半ば頃に雜木座稼等を行つていた鳩屋九郎右衛門がいたことが知られている。

また、弘化二年（一八四五）に子孫の孫五郎が作成した口上書によると、鳩屋は鉄山と雜木座の請負により、一二貫目もの運上銀を納めていたという。<sup>13</sup> 雜木座稼は山方役人の管轄であり、そこで実績のあつた鳩屋孫右衛門に白羽の矢が立つたと考えられる。以上のように始まつた鳩屋による鉄山経営は、天保七年（一八三六）まで継続した。<sup>14</sup>

千草屋から鳩屋への鉄山引継ぎと同時期に、千種川流域においても新たな人物が請負人として登場する。山崎町の湊屋徳兵衛である。天明七年（一七八七）六月付けの高羅山請負関係書類に、「高羅山之儀ハ先年千草屋源右衛門伐り入、新普請仕置候所ヲ、其僕湊屋徳兵衛式ヶ年請繼」とあることから、鳩屋と同様に千草屋の経営基盤を引き継いで製鉄業に参入したことが分かる。しかし、湊屋徳兵衛による鉄山請負は安永八年（一七七九）末で途絶え、以降の宍粟郡における鉄山請負は鳩屋孫右衛門が独占する形となつた。

湊屋徳兵衛の撤退については、天明七年九月付けの高羅山請負関係書類に記述がある。それによると、当主徳兵衛の死を契機に経営が悪化、次代

徳兵衛の若年による力不足のため請負継続困難となり、製鉄業から撤退することになつたという。ただし、千草屋源右衛門の場合と異なり、請負期間に中絶することはなく、林田村の中村屋利右衛門という人物に鉄山を下請負させることで経営を維持していた。この中村屋利右衛門による鉄山経営は順調だつたようで、年季明けに伴い湊屋徳兵衛が製鉄業から退くと、新規参入を狙い、鉄山の「跡請負」と売却された「鉄山一式諸道具等」をめぐつて鳩屋孫右衛門と競合した。そこで入札が行われた結果、鳩屋孫右衛門が年間運上銀五貫三三五匁六分九厘で落札し、前述した鉄山請負の専有状態になつたのである。

## (2) 鉄山の経営期間

宍粟郡では、製鉄業者が運上山を請負い、その山内に生産施設を設置して製鉄業を営んでいた。鉄山は燃料の木炭と製品の鉄を生産する場であり、山林資源を消費して木炭製造が不能になると、生産施設ごと鉄山を移転することにより経営を継続させた。したがつて、請負期間は鉄山一ヶ所あた

りにおける製鉄業の経営期間であると換言できる。

鉄山別に請負期間をまとめた表2によると、一ヶ所あたりの経営期間の限度は、六年から一〇年であつたと推測できる。ただし、一回の請負期間は一年から五年であり、製鉄業者が山の状態を見ながら更新を重ね、無駄のないように移転のタイミングを調整をしていた様子がうかがえる。また、「鉄山一件」では請負更新に伴い運上銀が増額される事例が多く、更新回数を減らすことは経費の削減に繋がった。請負期間を適切に設定し、より安定的な経営を実現することは、製鉄業を継続していく上で非常に重要であつたと考えられる。

次に、表2の高羅山に注目してほしい。宝暦九年（一七五九）に一度利用を終えた後、天明八年（一七八八）から再び請負が開始されている。この事例から、高羅山の山林資源の回復に三〇年程度の期間を要したことが分かる。

山林資源の回復期間については、延宝三年（一六七五）<sup>(15)</sup>頃に作成された宍粟郡の鉄山一覧が参考になる。史料の作成年代は遡るが、鉄山の具体像を知ることができるのである。その内容を表

3にまとめた。これによると、当時製鉄業に利用できる状態の「仕替積り山」は、一ヶ所中五ヶ所あつた。その内、二ヶ所について前回の請負終了からの経過年数が判明する。三四四年と二六年である。さらに立木の状態を比べてみると、幹囲一メートル以上に成長した雑木が生えていることが、「仕替積り山」の一つの基準であつたことが推測できる。そのために二五年から三五年程度の期間が必要であつたようだ。

以上から、宍粟郡では一ヶ所の鉄山を六年から一〇年かけて利用した後、山林資源が回復した鉄山に生産施設ごと移転することで、製鉄業を継続させていた。鉄山の回復には三〇年前後の期間を要したため、移転先の鉄山を確保するためには、製鉄施設一件につき五ヶ所から六ヶ所の鉄山が必要であつた。改めて表2を見ると、揖保川流域に六ヶ所の鉄山、千種川流域に五ヶ所の鉄山が設定されており、後者に関しては請負のサイクルが一周目に入っている様子がうかがえる。

表2 鉄山別請負期間

	1755	1760	1765	1770	1775	1780	1785	1790	1795
有賀原山		(3)							
赤西山				(8)					
鍵掛山					(6)				
三久庵山						(8)			
音水山								(10)	
万ヶ谷山									(6)
鉄砂流山									(41)
高羅山		(2)							(10)
天小屋山			(6)						
池田山				(4)					
一ノ谷山						(3)			
鍋ヶ谷山								(8)	

出典:宝暦6年(1756)「鉄山一件」(兵庫県立歴史博物館所蔵) 注:( )内に請負年数を示した。

表3 17世紀後期における宍粟郡の鉄山一覧

村名	山名	面積 (町)	樹種	木数	幹囲(m)		長さ(m)		山の状態	留山期間 (年)
					最小	最大	最小	最大		
河原田村	阿舩利山	864	雜木	430,000	0.30	0.91	2.73	7.27	幹囲成長後、仕替積り山	19
公文村	手洗渕山	281	雜木	282,000	0.15	0.45	2.73	5.45	若生え	13
	溝谷山	280	雜木	165,000	0.09	0.30	2.73	4.55	若生え	7
	樅木山	450	雜木	210,000	0.91	2.12	5.45	11.82	只今鉄吹申	-
	西谷山	264	雜木	230,000	0.61	2.12	5.45	10.91	仕替積り山	-
原村	ししい山、うつのミ山	154	雜木	190,000	0.30	1.52	2.73	5.45	仕替積り山	34
	赤西山	336	雜木	190,000	0.91	2.27	4.55	12.73	只今鉄吹申	-
	鍵掛山	367	雜木	220,000	0.61	2.12	5.45	10.91	仕替積り山	-
引原村	万ヶ谷山	360	雜木	210,000	0.30	1.06	2.73	7.27	仕替積り山	26
	上音水山、からうこ山	480	雜木	240,000	0.06	0.15	1.82	3.03	若生え	3
引原村、鹿伏村	さんきわ山、北戸山	403	雜木	220,000	0.61	1.82	4.55	10.00	仕替積り山	-

出典:『近世千草鉄山資料』下巻(宇野正瑛、1970年)所収、史料67。

### (3) 製鉄業の経営状況

宍粟郡の製鉄業者は鉄山の運上銀額を、地形の良し悪し、砂鉄や築炉用土の入手にかかる経費、輸送コスト、道路や橋を含む諸施設の建設費と管理費等の見積りを根拠に設定した。請負条件の決定は本来入札によるため、前述の諸要素によつて運上銀額に増減がみられるはずである。しかし実際は、二者以上が競合する場合を除いて入札が形骸化し、運上銀額は「先運上銀」を基準に増額となるよう調整が図られていた。特に天明期(一七八一～一七八八)頃の請負願書には、「跡御請繼之儀、増銀を以願継候様御吟味」いう文言があり、運上銀の増額が更新の前提であつたことが分かる。そのため、「鉄山一件」が作成された時期において、運上銀額を鉄山の状況を示す基準として扱うことには難しい。しかし、前述のとおり運上銀額の算出には根拠があり、製鉄業者が請負願書でそれを主張している。その記述から、宍粟郡における製鉄業の経営状況について考察してみたい。

天明八年(一七八八)六月付け鍋ヶ谷山から高羅山への鉄山移転に関する書類に、運上銀の減額

を求める理由として、移転による損失額が述べられている。「鉄山一件」の中で、鉄山における産鉄量等が分かる唯一の記事である。

ここでは、鍋ヶ谷山が運上山の中でも抜群の「稀成ル御山」に位置付けられている。その理由に、五〇年以上育成された立木が生えており木炭にすると「甚火性強」ため生産効率が良いこと、山内に砂鉄と築炉用土が採取できる場所があることをあげている。特に砂鉄と築炉用土を製鉄施設の近くで入手できるかどうかは、輸送経費を大きく左右する要素として重視された。具体的に鍋ヶ谷山と高羅山を比較すると、砂鉄輸送に銀二貫八〇〇匁余り、築炉用土の輸送に銀六〇〇匁余りの差額が生じると見積もつてている。

加えて、高羅山で製鉄業を成り立たせるためには、周辺の共有林二ヶ所を年間銀三〇〇匁で利用し、さらに私有林を適宜買い足して資源を補填する必要があつた。高羅山の山林資源の脆弱性が主張されており、そのためには「鑪釜小形二仕立吹」ことになるという。これは、小型の製鉄炉で行う小規模な操業を意味していると考えられる。対し

て鍋ヶ谷山では「大形ニ鑪竈仕立吹」ことができただようだ。それぞれの生産力を数値で示すと、年間の操業回数だと思われる「鑪吹数」は鍋ヶ谷山六〇枚に対し高羅山五〇枚、銑鉄の産出量は鍋ヶ谷山一六四〇駄に対し高羅山九九〇駄半となり、銑鉄六五九駄半の差額となる。この差額分を割鉄に加工した場合、歩留まり七分で四六一駄六分五厘、これを代銀に換算すると、割鉄一駄八五匁として三九貫二四〇匁二分五厘になる。このように、高羅山に移設することで生じる年間損失額を累計すると、銀五一貫四〇匁余りに達するというのが、製鉄業者の示す運上銀減額の根拠であつた。

なお、寛政四年（一七九二）三月付けの高羅山請継申請書類には、高羅山における砂鉄の使用量に関する記述がある。そこには、「小鉄山」である高羅山であつても、「年分吹詰鑪数」を九〇枚と仮定すれば、一二〇〇〇駄の砂鉄を購入しなければ操業を維持することができないと述べられている。月々に休日を設けた場合でも、一〇〇〇〇駄の購入砂鉄が必要であるという。しかし実際は砂鉄の供給が滞っていたようで、寛政三年（一七

九一）には二九六七駄しか入手することができず、鑪吹数も三〇枚にとどまつた。その様子は「漸三分之一之稼」という文言で表されている。

以上二つの事例から、宍粟郡における製鉄業の経営状況を分かる範囲でまとめておく。

生産力を規定する製鉄炉の規格は「大形」と「小形」の二種類があり、鉄山の規模に応じて設置された。年間の操業回数は、「大形」の施設で六〇回、「小形」の施設で五〇回程度であつたようだ。なお、「小形」とされる高羅山で「吹詰鑪數」九〇回という記述があるが、年間九〇回の操業を達成するためには、築炉から製鍊までを四日周期でほぼ休み無く繰り返す必要がある。まさしく「吹詰」というべき数値で、現実性に乏しい。他の產鉄地域においても、年間操業回数は五〇回から六〇回程度であり、この位が妥当な数字であろう。ただし、年間九〇回の操業が行われた可能性は否定できない。

製鍊施設で生産される主要な製品は銑鉄であつた。その生産量は「大形」で一六四〇駄、「小形」で九九〇駄半と概算されている。「小形」では

「大形」より約四割減となり、生産力の差がうかがえる。また、生産額に換算するために、割鉄の生産量を算出している点が興味深い。これは、製鍊施設で生産した銑鉄を、山内で精鍊して板状の製品に加工し、出荷していたことを示唆する。したがつて、鉄山には精鍊のための大鍛冶施設が付属していた可能性が高い。

なお、砂鉄の使用量については、年間約一〇〇〇〇駄という数字があるが、「小型」施設の生産力を銑鉄九九〇駄半とすると、歩留まりは一割に満たないことになる。「大形」施設で銑鉄を一六四〇駄生産するとしても、歩留まり一割六分である。これでは採算が合いそうにない。むしろ「漸三分之一之稼」である場合の二九六七駄という数值の方が、歩留まりが三割三分程になり現実的である。この点については今後の課題とする。

#### (4) 製鉄業の景気動向

運上銀額の算出根拠には、鉄山の地理的条件の他に、製鉄業の景気動向もあげられている。ここで前節に続き、請負願書から製鉄業を取り巻く

経済状況を読み取つてみたい。

江戸時代の鉄相場は非常に不安定であり、その変動が製鉄業経営に多大な影響を与えた。天明五年（一七八五）の請負願書に鉄相場への言及がある。「鉄直段ハ格外之大下りニ而漸く壹駄ニ付八拾目内外ニ罷成」という記述で、鉄の価格が「格外」に下がり、一駄につき銀八〇匁程に落ち込んでいたという。この数値は、広島藩の加計隅屋産鉄の内、上質の割鉄とほぼ同等であった。<sup>16</sup>当該の加計隅屋製品は、鉄価格が高騰した安永前期には一駄一〇〇匁以上で取引されていたものであり、当時の相場の低落ぶりが推察できる。

上記の鉄価格下落の要因は、幕府による大坂鉄座政策にあつた。大坂鉄座政策は、江戸時代に唯一布かれた全国的な鉄の流通統制で、安永九年から天明七年（一七八〇～一七八七）にかけて実施された。鉄市場を大坂に限定し、そこに鉄座を介入させることで利益獲得を狙つたもので、特に天明五年九月の仕法替えまで、鉄の取引価格は鉄座によつて操作された。その結果、鉄相場が低水準で安定し、製鉄業は長期の不況に陥つた。さらに、

鉄座政策期に重なつた天明飢饉により、全国の製鉄業者は窮地に追い込まれていく。この時期に被つた経済的打撃は非常に大きく、出雲地方の有力鉄師による鉄山経営をも揺るがす程であつた。宍粟郡の製鉄業も例外ではなく、天明七年（一七八七）の高羅山請負願書に当時の窮状が述べられている。

そこから、高騰する米相場に対し鉄価格は未だ低調で採算が合わず、かろうじて経営を維持している時期に、全国的な不作が起つた様子が分かる。この苦境を切り抜けるため、製鉄業にかかる日雇いを中止し、専属の労働者数を減らして節約した。しかし翌年も景気の回復はみられず、「下地近年之時節柄ニ而損失多」ため「銀主江も不算用」と困難が続く様子を訴えている。さらに、鉄山移設のための出資を銀主が承認しないのではないかという懸念も表している。

製鉄業を継続させるために六年から一〇年周期での鉄山移設を要し、その都度製鉄施設等を新設しなければならなかつた宍粟郡の製鉄業者にとつて、長期の不況は一層の痛手であつただろう。実際に、寛政元年（一七八九）の高羅山への鉄山移設

では、製鉄施設等の整備に大幅な遅れが生じ、前年の秋に取り掛かるはずの建設工事を、二月から三月頃になり漸く着手する状態であつた。

以上のような鉄座政策期以来の窮状は、いつま

で続いたのだろうか。寛政四年（一七九二）の鉄山請繼願書には、「當時之鉄直段」であれば「近年之他借銀も相凌」と回復の兆しがみえる。しかし、「鉄山一件」の記録は寛政六年（一七九四）で途絶えるため、その後の経済状況は不明である。

おわりに

本稿では、兵庫県立歴史博物館の所蔵資料「鉄山一件」を分析し、そこみられる一八世紀後期の播磨国宍粟郡におけるたら製鉄の諸相について述べてきた。

山方役所が作成した鉄山請負の手続き記録という史料の性格上、当該期の宍粟郡における鉄山請負に関する基礎的な情報がほぼ網羅されており、製鉄業者や山林資源利用の変遷を掴むことができた。一方で、鉄山経営の実態や宍粟郡の製鉄業を

めぐる経済状況については断片的な考察にとどまっている。ただし、鉄座政策期の価格動向から、僅かではあるが広島藩における製鉄業との共通点を見出せた。

今後は、「鉄山一件」で記述が及ばない時期における鉄山利用の推移や、不明な点が多い経営実態について、分析に耐えうる史料の発掘を試みると共に、たら製鉄業史研究が進展している地域との比較研究を進めることが重要になると考える。また宍粟郡の製鉄業は、産鉄地域が幕府領に編入されていたことから、幕府財政に規定される側面を有していた。宍粟郡で徴収した鉄山運上銀が納められた、大坂金蔵の研究も近年進展しており、<sup>〔17〕</sup>これらの研究動向を踏まえることで、より豊かな考察が可能になるだろう。

(1) 『戸河内町史 通史編(上)』(一〇〇二年)二八二頁掲載の表六一一「明治七年各県別鉄生産状況」を参照した。同表は、『明治前期産業発達史資料 第一集』所収の「明治七年府県物産表」より作成されたものである。

- (2) 宇野正礪『近世千草鉄山史料』上巻（一九六六年）・中巻（一九六八年）・下巻（一九七〇年）、同『宍粟鉄山並金屋鑄物史料』（是川文庫、一九八九年）、『山崎町史』（一九七七年）。
- (3) 千種町史編纂委員会編『千種町史』（一九八三年）、鳥羽弘毅他編『たたらと村と百姓たち―千草鉄関係史料集―』（千種町教育委員会、一九八三年）、鳥羽弘毅『たたらと村―千草鉄とその周辺』（千種町教育委員会、一九九七年）、同『たたらの里 ちくさ―千草鉄（宍粟鉄）の歴史 副読本』（千種町教育委員会、一九九七年）。
- (4) 「播磨国宍粟郡東安積村・須加村文書」（購入九五一〇七）一六点内の一点。
- (5) 『山崎町史』、鳥羽前掲『たたらと村』。
- (6) 鳥羽前掲『たたらと村』。
- (7) 『近世千種鉄山史料』中巻、史料八〇。
- (8) 石川準吉『生野銀山と生野代官―生野代官より勘定奉行に対する稟伺とその回答―』（日本工業新聞社、一九五九年）。
- (9) 木村礎他編『藩史大事典 第五巻 近畿編 新装版』（雄山閣、二〇一五年）。
- (10) 石川前掲『生野銀山と生野代官』。
- (11) 『山崎町史』、鳥羽前掲『たたらと村』。
- (12) 『宍粟鉄山並金屋鑄物史料』史料一一三。

- (13) 『山崎町史』。
- (14) 『山崎町史』。
- (15) 『近世千草鉄山史料』下巻、史料六七。
- (16) 拙稿「大坂鉄座政策下におけるたたら製鉄業の様相―安芸国山県郡加計隅屋の事例―」（『広島経済大学経済研究論集』三七一三、二〇一四年）。
- (17) 大野瑞男『江戸幕府大坂金蔵勘定帳 史料纂集古記録編』（八木書店、二〇一七年）。